

健康保険任意継続被保険者 資格取得申請書

決 裁		
常務理事	担当者	担当者

1 健康保険被保険者の記号及び番号	—	2 生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日							
3 氏名・印	(フリガナ) _____			性別	男・女								
4 住所電話番号	(〒 - ) _____			TEL	携帯番号								
5 事業所の名称所在地	名称	所在地											
6 資格喪失年月日	年 月 日		※退職日の翌日を記入ください。										
7 保険料の納付方法	2回目以降、年度末(3月分)までの保険料納付方法を選択してください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>毎月納付</td> <td>毎月10日頃まで当月分を納付</td> </tr> <tr> <td>口座振替</td> <td>対象月の前月27～29日頃に引き落とし(注)</td> </tr> <tr> <td>半年前納(9月又は3月分まで)</td> <td rowspan="2">前納開始月の前月末までに納付</td> </tr> <tr> <td>一年前納(3月分まで)</td> </tr> </table> <p>(注)別途、「口座振替依頼書」の提出が必要です。当該申請書の受付後にご本人様へ送付いたします。また、手続きの遅速により、引き落とし開始まで1～3か月程度かかる場合があるため、口座振替の引き落としが開始されるまでは、保険料を毎月納付いただく必要がありますのでご注意ください。</p>						毎月納付	毎月10日頃まで当月分を納付	口座振替	対象月の前月27～29日頃に引き落とし(注)	半年前納(9月又は3月分まで)	前納開始月の前月末までに納付	一年前納(3月分まで)
毎月納付	毎月10日頃まで当月分を納付												
口座振替	対象月の前月27～29日頃に引き落とし(注)												
半年前納(9月又は3月分まで)	前納開始月の前月末までに納付												
一年前納(3月分まで)													

健康保険被扶養者届 (任継取得時に被扶養者となられる方についてご記入ください)

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	収入	同居・別居の別
(フリガナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			同居 別居
(氏)						
(フリガナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			同居 別居
(氏)						
(フリガナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			同居 別居
(氏)						
(フリガナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			同居 別居
(氏)						
(フリガナ)	昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			同居 別居
(氏)						

(添付書類)※扶養認定を希望される場合に必要。

- ・申請日より3ヶ月以内に発行された世帯全員の住民票。(続柄記載あり)
- ・被扶養者となる方の所得が分かるもの(高校生以下は除く) 年金証書・所得証明書・直近の給与明細等。
- ・状況により別途追加書類の提出を求められることがあります。

## 健康保険任意継続被保険者を検討されている方へ

### 1. 任意継続の加入期間について

- ・ 任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間です。ただし、被保険者が以下の事由に該当する場合は2年を経過する前に資格喪失となります。
  - ① 保険料を納付期限までに納付しなかった場合
  - ② 就職等により、健康保険等の被保険者となった場合
  - ③ 亡くなられた場合
  - ④ 後期高齢者医療制度に加入された場合
  - ⑤ 申出書により資格喪失を希望した場合

### 2. 任意継続の保険料について

- (1) 在職時の保険料は事業主も負担していますが、任意継続の保険料は全額自己負担となります。
- (2) 保険料は任意継続の加入手続き後、ご自宅へ送付する「納付書」や「資格取得確認通知書」で確認できます。
- (3) 在職時の保険料は1ヶ月遅れて翌月に徴収していましたが、任意継続の保険料は当月徴収に変わります。

### 3. 保険料の納付方法について（納付書による方法、口座振替による方法）

- (1) 納付書で納付する場合（毎月納付又は前納（半年前納・一年前納）がございます。）
  - ① 納付書で納付する場合は、所定の「納付期限」までに最寄りの金融機関で振り込んでください。（振込手数料はご負担願います。）
  - ② 毎月納付の「納付期限」は原則として毎月10日ですが、10日が土日・祝日の場合は翌営業日となります。

#### ※ 納付書で毎月納付いただく場合のお願い

納付対象月ごとに複数枚の納付書をお渡ししますが、翌月以降分をまとめて納付したり、納付月の前月に納付したりしないでください。

例えば、9月中に10月分保険料を納付するなど翌月以降分の保険料をまとめて納付されますと、保険料の管理に支障が生じますので、10月分の保険料は10月になってから納付してください。

- (2) 口座振替により納付する場合
  - ① 所定の「口座振替依頼書」を健康保険組合に提出してください。なお、「口座振替依頼書」を提出しても実際に口座引き落としが開始されるまでに時間がかかるため、口座振替が開始される前月までの保険料を別途納付いただく場合がありますので、ご注意ください。
  - ② 納付対象月分の保険料は、前月の27日～29日に指定の口座から引き落としますので、保険料相当額をあらかじめご準備いただくようお願いします。（振替手数料もご負担いただきます。）

### 4. 資格喪失時の届出について

上記1. の②～⑤に該当した場合は届出が必要ですので、万代健康保険組合に連絡してください。